



EHEDG 認証制度・評価試験のご案内

なぜ今、衛生設計（Hygienic Design）が求められているのか

食品サプライチェーンのグローバル化に伴い、食品安全に対する国際的な要求は年々高度化・厳格化しています。その中で注目されている領域の一つが「製造設備の衛生設計」です。

・国際的な食品安全規格の動向

GFSI(世界食品安全イニシアチブ)のベンチマーク要求事項において、食品製造施設/加工設備の衛生設計要件が追加されました。これを受け、FSSC 22000 などの主要な認証スキームにおいても、食品製造組織が設備を導入する際、その設備が衛生的な設計であることを確認・管理することが求められるようになっていきます。

・不十分な設計がもたらすリスク

食品製造機械に洗浄困難な構造(デッドスペース、不適切な接合部など)が存在すると、そこに食品残渣が蓄積してしまいます。これはアレルゲンの交差汚染や異物混入、最悪の場合は食中毒等の健康被害を引き起こす重大なリスク要因となります。

EHEDG 認証取得のメリット

EHEDG (European Hygienic Engineering & Design Group)は、1989 年に設立された国際的な非営利団体で、食品製造における高度な衛生設計のための科学的根拠に基づいたガイドラインを提供しています。EHEDG 認証は、食品製造機械が第三者の設計評価および必要に応じて物理的な評価試験を実施し、衛生設計基準を満たしていることを証明する、世界的に認知された制度です。

【メリット】

・安全性と品質の確保

高度な衛生設計基準を満たし、食品製造機械の運用効率の向上と食品の安全確保に寄与する機械であることの証明となります。

・世界的な認知と信頼

科学的根拠に基づくガイドラインに則った設計評価と試験に支持された認証であり、グローバルな食品業界全体でのコンプライアンス対応とステークホルダーからの信頼構築に直結します。

・競争力とブランド価値の強化

厳格な EHEDG 衛生設計基準をクリアした事実は、卓越した技術力の証となります。競合製品に対する差別化要素となり、市場での優位性確立に貢献します。

認証取得までのプロセス

EHEDG 認証を取得するための手続きは、主に以下のステップで進行します。お申し込みから認証取得まで、JFRL が対応をサポートいたします。



① 事前準備(機械設計)

対象となる機械に関連する EHEDG ガイドラインを入手し、その要求事項への適合を確認します。また、取得する認証のタイプとクラスを選択します。

認証タイプ	洗浄手順と要件	機器の構造/例
TYPE EL - ウェット洗浄対象機器		
Class I	分解不要。定置洗浄(CIP)によるウェット洗浄が可能。 例：ポンプ・バルブ・センサ・レベリングフット・ギアドライブユニット等	閉鎖 または 開放型機器
Class II	ウェット洗浄の実施に機器の分解が必要。 例：ブレンダー・定量ポンプ・安全弁・コンベヤ・スライサ・ミートミキサ等	閉鎖 または 開放型機器
Aseptic Class I	分解不要で定置洗浄(CIP)可能。 定置滅菌(SIP)可能で、バクテリアタイト(細菌密閉)構造。 例：ダブルメカニカルシールポンプ・ベローズバルブ・センサ等	閉鎖型機器
Aseptic Class II	ウェット洗浄の実施に分解が必要。 定置滅菌(SIP)可能で、再組立て後にバクテリアタイト構造となる。 例：ダブルシール安全弁等	閉鎖型機器
TYPE ED - ドライ洗浄専用機器		
Class I	分解不要。ドライ洗浄のみを行う。 例：空気輸送設備・切換弁・センサ・ミキサ等	閉鎖型機器
Class II	ドライ洗浄のみを行うが、実施には機器の分解が必要。 例：ロータリーバルブ・ホッパ・ミキサ・メッシュ等	閉鎖 または 開放型機器

② EHEDG 本部での手続き(会員登録・認証申請)

EHEDG ホームページよりオンラインで認証取得申請(Certification Application)を行います。この申請時に、評価を担当する AEO(認定評価責任者)を指名します。

③ JFRL(AEO/ATL)での評価・試験

Step 1: AEO による衛生設計評価(Hygienic Design Review)

提出された図面や材質証明書などを基に、構造、素材、排水性などの要件がガイドラインに則しているかを AEO が評価します。

Step 2: ATL による定置洗浄適正評価試験(Testing)

設計評価をクリアした機械について、必要に応じて実際の CIP 評価試験等を実施します。
試験終了後、AEO が評価レポートを作成します。

④ 認証発行

AEO が作成した評価レポートを EHEDG 本部に提出します。承認されると、正式な EHEDG 認証証明書が発行され、製品へのロゴ掲示が許可されます。

認証取得に向けて

EHEDG 認証の取得には申請手続きと評価試験が必要となります。また、機械の種類や構造によって試験費用や評価期間は変わります。まずはお気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 日本食品分析センター 多摩研究所 微生物研究課

✉ EHEDG 問い合わせ窓口 : ehedg@jfrl.or.jp